

事務連絡  
令和3年1月12日

各都道府県  
私立幼稚園施設整備費補助金御担当課  
認定こども園施設整備交付金御担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

公印等の押印手続きの見直しを踏まえた私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分承認申請書等の提出方法及び財産処分の承認書等の押印廃止について

平素より、円滑な財産処分事務処理に御協力いただきありがとうございます。

この度、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分を行う場合の提出様式の改正を行い、補助事業者及び間接補助事業者における押印を原則不要とする旨、「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認等について」（令和3年1月12日付け2文科初第1433号文部科学省初等中等教育局長通知）によりお知らせしたところですが、関連文書についても同様に公印等の押印を原則不要とするとともに、幼児教育課が担当する補助事業に係る財産処分関係書類の提出方法については下記のとおりとします。あわせて、文部科学省から発出する財産処分の承認書等について、今後は下記のとおり公印を押印しない扱いとします。各都道府県におかれては、このことを貴域内の幼稚園及び認定こども園を設置する学校法人もしくは社会福祉法人に周知し、事務処理に遺漏のなきようお願いいたします。

## 記

### 1 公印等の押印を原則不要とする提出様式及び関連文書

- (1) 「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認等について」（令和3年1月12日付け2文科初第1433号文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき提出する財産処分承認申請書（別紙様式1）及び財産処分報告書（別紙様式2）
- (2) 財産処分承認申請書等を提出する際に必要に応じて添付することになっている顛末書、理由書等

### 2 提出方法について

「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分承認申請書」等の提出方法については、以下のとおり、従来の紙提出のほか、公印等を押印しない場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の2及び第26条の3並びに文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成16年文部科学省令第30号）の規定に基づき、添付資料と併せ、電子メールにより提出することが可能である。

- (1) 紙媒体による郵送提出
- (2) 電子ファイルによるメール提出（公印を押印していない文書の場合に限る。）

なお、(2)を選択する場合は、以下の点に留意すること。

- ・ 必要書類の電子ファイルを番号順に整理・分割し、振興係アドレス (youji-shinkou@mext. go. jp) 宛てに提出すること。
- ・ 提出の際には、メールに送信者名、担当部署名、連絡先 (電話番号及びメールアドレス) を記載するとともに、メールで提出する旨を幼児教育課振興係に電話で伝えること。

### 3 財産処分の承認書等の押印廃止について

文部科学省から発出する「私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費) 等に係る財産処分の承認書」等の文書についても、今後は公印の押印を廃止するとともに、PDFファイル形式でメールにて送付することとする。押印廃止後は、このPDFファイルを正本として扱うものとし、紙での送付は行わない。文書には問合わせ先 (幼児教育課振興係) が明記されていること、また、振興係アドレス (youji-shinkou@mext. go. jp) から送信されていることにより、文書の真正性を確認することが可能である。

#### 本件担当

文部科学省 初等中等教育局幼児教育課 振興係

TEL 03-6734-4111 (内線 2714)

E-mail youji-shinkou@mext. go. jp